

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	行為の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町駅前多目的広場設置条例第 3 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町駅前多目的広場設置条例第 3 条第 1 項・第 2 項 美郷町駅前多目的広場設置条例施行規則第 2 条第 1 項・第 3 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町駅前多目的広場設置条例 (行為の制限)</p> <p>第 3 条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 興業を行うこと。</p> <p>(3) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために全部又は一部を占有すること。</p> <p>2 使用許可については、原則として連続 10 日を超えない期間とする。</p> <p>3 略</p> <p>○美郷町駅前多目的広場設置条例施行規則 (許可の手続)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条の規定による施設等の使用許可を受けようとする者は、原則として使用する日の 7 日前までに美郷町駅前多目的広場使用許可申請書（様式第 1 号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の規定に関わらず、申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者であると認められるときは許可しない。</p>
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	5日
備考	使用日の7日前までに申請(規則2-1)
設定日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町駅前多目的広場設置条例第 7 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町駅前多目的広場設置条例第 7 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町駅前多目的広場設置条例 （使用料の不還付） 第 7 条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことのできない理由により、施設等を使用することができなくなったときは、その一部又は全部を還付することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町駅前多目的広場設置条例第 8 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町駅前多目的広場設置条例第 8 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町駅前多目的広場設置条例 （使用料の減免） 第 8 条 町長が公益上特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	5 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日